

広報「ふじみ」が『くらしの情報』と『町の話』をお届けします

広報 ふじみ

2014年12月 平成26年 No.537

巻頭 みんなで取り組む有害鳥獣対策「全国消防操法大会の結果」

主な内容

- 02 巻頭：「有害鳥獣対策」の戦略的事業
- 04 町政功労者表彰 他
- 05 年金だより 他
- 06 住民税・所得税の申告情報
- 07 農業収支内訳書作成指導会 他
- 09 障がい者週間 他
- 10 教育委員会だより
- 20 全国消防操法大会
- 22 富士見の景観

昨年度開催された「ソニー子ども科学教育プログラム」において、全国193校の小中学校の中から富士見中学校が最優秀校に選ばれ、10月31日（金曜日）に子ども科学教育研究全国大会が開催されました。

写真：実験授業の様子

みんなで取り組む有害鳥獣対策「有害鳥獣対策の現状と今後の対策」

【お問い合わせ先】産業課 農林係 電話番号：0266-62-9232

捕獲目標 シカ 200頭増 サル 60頭増（平成27年度）

有害鳥獣対策は、町外周の電気柵が完成し外からのサル、シカなどの侵入は減ってきました。また、被害額も表の様に年々減少しています。しかしながら多くの町民からはその「実感がない」との声が多く寄せられているのが現状です。電気柵内（田畑周辺）におおむねシカ1200頭、サルの群れが4つ以上存在し農作物を荒らしています。そこで、次年度からは電気柵内の有害鳥獣駆除に力をいれます。シカはくくり罠の増加60個から200個、サルは大型捕獲檻を2ヵ所設置します。捕獲目標は農地付近でのシカ駆除数200頭の増、サルは60頭の増を目指します。

餌となる廃棄農作物の処分や日々の追い払いなども被害減少につながりますので、町と住民との協力により被害を減らしていきましょう。

（写真：来年度導入予定のサル捕獲用大型檻）

被害額の状況

被害額は、平成 18 年度をピークに減少しています。しかし、被害が日常的になってしまい耕作をやめてしまう田畑も見られ、そのことが被害範囲を拡大させる要因の一つとなっています。※対策を行う上でも被害状況や鳥獣の生息数の正確な情報が必要となりますので、農作物の被害や有害鳥獣の出没状況の報告を農林係または区・集落組合役員の方までご報告をお願いします。

有害鳥獣による農作物被害額

平成 15 年：11,269,000 円
平成 16 年：12,031,000 円
平成 17 年：6,772,000 円
平成 18 年：13,811,000 円
平成 19 年：6,489,000 円
平成 20 年：6,563,000 円
平成 21 年：5,943,000 円
平成 22 年：5,588,000 円
平成 23 年：4,669,000 円
平成 24 年：2,521,000 円
平成 25 年：3,163,000 円
平成 26 年：1,765,000 円（目標）

サル対策にご協力を！

富士見町では近年サルの出没地域が拡大しており、個体数の増加も懸念されています。

サルを見ても放っておくと、サルが人や集落に馴れ、出没回数が増えたり農地への滞在時間が長くなったりします。また、人に対しての威嚇や家屋への侵入など生活被害や人身被害にもつながってしまいます。出没地域の拡大や生活被害や人身被害を防ぐためにもサルを見たら必ず石を投げたり、ロケット花火を打つなどして追い払いを行うようにしてください。

（写真：有害鳥獣対策協議会の様子地区ごとに情報交換を実施）

富士見のジビエをブランドに

町猟友会が中心になり新たに食肉加工施設「信州富士見高原ファーム」を建設しました。「信州富士見高原ファーム」では、おいしい富士見のシカ肉やイノシシ肉を首都圏のレストランに提供し、富士見ブランドとして有名ブランドに育てていく予定です。先日在日フランス人シェフ・パティシエ協会関係者をお招きし富士見産ジビエ試食会を開催しました。

会長からは、シカ生肉に高い評価をいただき、信州富士見高原ファームに大きな期待を寄せられました。富士見産ジビエの今後に期待するところです。町民のみなさんのご支援をお願いします。

- 在日フランス人シェフ・パティシエ協会と信州高原ジビエ試食会を開催
- 長野県のアンテナショップ「銀座 NAGANO」で富士見高原ジビエの PR を実施

狩猟者確保について

増えすぎた野生鳥獣による農作物被害を減らすためには、個体数の調整も重要です。町では富士見町猟友会に委託し駆除を行っていますが、有害鳥獣駆除従事者の確保が課題となっています。

そこで町では、猟友会の育成と狩猟者確保を目的として、猟友会員の会費補助（10,000円/年）や新規に銃砲所持許可を取得した者に対して取得経費の補助（30,000円）を行っています。またシカやサル等の駆除には、実績に応じそれぞれ報奨金が支払われます。多くの方の有害鳥獣駆除へのご参加、ご協力をお願いします。

- 有害鳥獣駆除に取り組むため、罠の免許を取得する方が増えています。

（写真：捕獲専門員による銃器を使用した捕獲の様子）

今年度は次の日程で狩猟免許試験が行われます。

1. 狩猟免許試験開催日および場所

平成 27 年 2 月 21 日（土曜日）諏訪合庁

2. 初心者講習会開催日および場所

平成 27 年 2 月 14 日（土曜日）諏訪合庁

3. 申し込みについて

【受付場所】：役場産業課農林係

【受付期間】：平成 27 年 1 月 19 日から 1 月 30 日まで

申し込み方法等の詳しい内容については、役場産業課農林係までお問い合わせください。

平成 26 年度 町政功労者表彰

【お問い合わせ先】総務課 庶務人事係 電話番号：62-9322

11 月 5 日（水曜日）に、平成 26 年度町政功労者表彰式が役場で行われました。富士見町の振興に尽力され、顕著な功績のあった方や公益に寄与された方など、次の 2 名の方が表彰されました。（藤沢さんは欠席 写真：前段の中央 川窪 俊英さん）

（順不同・敬称略）

川窪 俊英（かわくぼ しゅんえい）（上葛木）

私財を児童図書購入資金として旧落合小学校に 3 ヶ年、富士見小学校に 3 ヶ年

寄附された。

藤沢 昭和（ふじさわ てるかず）（東京都）

私財をふるさと納税制度（ふるさとみらい寄附金）として町に寄附された。

統計調査功労者（感謝状・表彰）

【お問い合わせ先】総務課 企画統計係 電話番号：62-9332

統計調査に長年にわたり従事し、顕著な功績を上げられた統計調査員の方々に、感謝状の伝達と表彰が行われました。小林 哲さんは「経済産業省所管統計調査功労統計調査員」としての感謝状を、また、河西勝さんと三井昭平さんは「長野県知事表彰（信州の明日を計る統計功労賞）」を、守屋唯次さんは「長野県統計協会会長表彰」を授与されました。

さらに、統計知識の普及のため実施している「統計グラフコンクール」において、五味慶真さんが「NHK 長野放送局賞」という大変優秀な成績を収め、表彰されました。

小林 哲（こばやし ひろし）さん

河西 勝（かさい まさる）さん

三井 昭平（みつい しょうへい）さん

五味 慶真（ごみ けいま）さん

守屋 唯次（もりや ただつぐ）さん

製造事業所の皆様へ 統計調査にご協力ください

【お問い合わせ先】総務課 企画統計係 電話番号：62-9332

平成 26 年工業統計調査を 12 月 31 日現在で行います。

調査の実施にあたっては、本年 12 月から来年 1 月にかけて調査員がお伺いしますので、調査票をご記入いただき、ご提出をよろしくお願ひします。

なお、調査票に記入していただいた内容については、統計法に基づき秘密が厳守されますので、正確なご記入をお願いします。

富士見町定住促進対策新築住宅補助金

【お問い合わせ先】総務課 企画統計係 電話番号：62-9332

定住のための住宅を新築される方は、町の新築住宅補助金をご活用ください。

【目的】富士見町に定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方にその経費の一部を補助することで、人口の維持増加を図り、町の活性化を推進する。

【期間】平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間

【補助金額】「富士見町定住促進対策新築住宅補助金」として50万円

補助対象者の条件

- ・ 町内に自らが定住する目的で住宅を新築、または新築住宅を購入した方
- ・ 申請時に町内に住所を有している方（外国人含む）
- ・ 町税等の滞納がない方
- ・ 申請時に満45歳未満の方 ※共有の場合は、持分1/2以上の方
- ・ 都市計画富士見町公共下水道排水区域および農業集落排水事業計画区域の中に新築した方、または区・集落組合に加入した方

補助対象住宅の条件

町内に本店、営業所等を有する業者が新築に係る全部または一部工事（50万円以上）を施工した住宅

【必要書類】

1. 富士見町定住促進対策新築住宅補助金交付申請書(様式第1号)□
2. 住宅新築に係る請負契約書の写し※一部工事については、工事の明細と領収書(受領書)の写し
3. 住宅の登記事項証明書
4. 住宅の位置図
5. 住宅の完成写真
6. 町税等の「完納証明書」、または町税等の滞納がないことを補助金(交付金)交付事務取扱職員が確認することの「閲覧承諾書」
7. 住民票(同一世帯全員)の写し、外国人登録原票記載事項証明書

注意事項

- ・ 補助金の申請を予定している方は、補助対象の条件に該当しないケースがありますので事前にご連絡ください。
- ・ 申請については、住宅の建築または取得が完了した日(保存登記完了日)から3ヶ月以内となります。
- ・ この補助金については、予算の範囲内での対応とさせていただきます。

年金だより 後納制度について

「過去10年分まで国民年金保険料が納められます！」

【お問い合わせ先】岡谷年金事務所、電話番号：23-3661 / 住民福祉課 国保年金係、電話番号：62-9111

国民年金後納制度で将来の年金額を増やせます

後納制度は、過去 10 年間に納め忘れた保険料を納付することにより、将来の年金額を増やすことができるものです。また、年金を受給できなかった方は後納制度を利用することで年金が受けられる場合があります。

過去、10 年以内に納め忘れの保険料がある方は、ぜひ後納制度をご利用ください。なお、後納制度が利用できる期限は平成 27 年 9 月 30 日までとなっています。お早めにお申し込みください。

後納制度のお申し込み・納付書の再発行のお問い合わせ

国民年金保険料専用ダイヤル（ナビダイヤル）電話番号：0570-011-050

（050 から始まる電話でおかけになる場合は電話番号：03-6731-2015）

【受付時間】

月曜日：午前 8 時 30 分から午後 7 時

火曜日から金曜日：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

第 2 土曜日：午前 9 時 30 分から午後 4 時

※お問い合わせの際は基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

住民税・所得税の申告情報（第 1 回）

【お問い合わせ先】 諏訪税務署 電話番号：52-1390 または 財務課 町税係 電話番号：
62-9122

年が明ければ、申告時期となります。今月号より、3 回にわたって申告に関する情報をお届けしますので、今から必要な書類等をご確認いただき、申告のご準備をお願いします。

申告の際に必要な主な証明書類について

(1) 収入・所得に関する証明書や書類

給与・賃金や公的年金に関するもの

- ・ 「給与所得の源泉徴収票」
- ・ 「公的年金等の源泉徴収票」など

給与等の支払者（事業所等）や、日本年金機構（旧社会保険庁）等の支払者から送付、受領された原本が必要となります。

雑所得・事業所得に関するもの

- ・ 「シルバー人材センターの配分金支払証明書」
- ・ 「個人年金支払証明書」

- ・ 「収支内訳書」など

事業を営まれている方（営業・農業・不動産）は、総収入金額および必要経費の内訳を記載した収支内

訳書を申告書と一緒に提出してください。農業につきまして、収支計算でお困りの方は、農業所得に係る農業収支内訳書作成指導会（次ページ参照）を開催しますのでおかけください。

生命保険や学資保険等の満期や解約返戻に関するもの

- ・ 「生命保険契約等に基づく一時金の支払証明書」
- ・ 「損害保険契約等に基づく満期返戻金の支払証明書」など

生命保険や損害保険の満期や解約等により保険金を受け取った場合は、所得税や住民税の課税対象となる場合があります。なお、契約金の受取人と保険料負担者と被保険者との関係により、税の種類が異なります。

(2) 所得から控除されるものに関する証明書や書類

社会保険料控除に関するもの

- ・ 「国民年金保険料および国民年金基金の掛け金の支払証明書」
- ・ 「国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付済額のお知らせ」

各保険の加入者（国保の場合は世帯主）には、役場から 2 月上旬までに「納付済額のお知らせ」をお送りします。なお、納付済額を事前に確認されたい方は、財務課町税係までお問い合わせください。

生命保険料（一般・介護医療・個人年金）や地震保険料控除に関するもの

- ・ 「年間支払額等の証明書」

保険会社から契約者あてに送付されます。一つの損害保険契約に「地震等損害契約」と「長期損害契約」の両方の保険がある場合には、本人の選択により、いずれか一方のみが適用となります。

医療費控除に関するもの

- ・ 「平成 26 年中に支払った医療費や薬代の領収書」

医療費控除は年末調整で適用を受けられないため、控除を受ける方は確定申告をする必要があります。控除の対象となるのは、医師、歯科医師による診察や治療の費用、また、医療や治療のための医薬品の購入費等です。ただし、予防を目的とした人間ドック・その他の健康診断や、疾病予防又は健康増進のための医薬品・栄養ドリンク等の費用は対象になりません。

なお、高額療養費や入院費給付金等の保険金などにより補てんされた金額がある場合は、

支払った医療費から差し引きます。小・中学生の保険診療による医療費につきましては、福祉医療特別給付金制度などによって控除の対象とならない場合があります。

・ 介護サービスの費用について

介護保険制度のもとで受けられるサービスには、医療費控除の対象となるものとならないものがあります。詳しくは、利用された施設や役場住民福祉課介護高齢者係（電話番号：62-9133）までお問い合わせください。

配偶者控除、扶養控除に関するもの

配偶者、子ども、両親等を養っている方で、次の条件を満たす場合には、控除が受けられます。扶養している方の所得額等の確認を必ずお願いします。

（毎年、扶養している方の合計所得額が38万円を超えていたり、他の方の扶養等になっているため、控除が受けられない方が多いのでご注意ください）

1. 平成26年12月31日現在で生計を一にしている。
2. 扶養している方の年間の合計所得が38万円以下。
3. 他の方の扶養や控除対象配偶者になっていない。（重複して控除は受けられません）

農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産（固定資産税）「申告書作成指導会」

町では、次の日程で農業所得に係る農業収支内訳書および償却資産（固定資産税）申告書作成指導会を開催します。

【対象者】

- ①農業収支内訳書作成にご不明な点があり、お困りの方（青色申告者の方はご遠慮願います）
- ②事業（農業・営業・不動産）を営んでいる方で、減価償却資産をお持ちの方

【期日】

平成27年1月21日（水曜日）落合地区

平成27年1月22日（木曜日）富士見地区・乙事

平成27年1月23日（金曜日）境地区・立沢

【受付時間】 午前の部：午前9時から午前11時

（午前11時までに受付を済ませてください）

午後の部：午後1時から午後4時（午後4時までに受付を済ませてください）

【場所】 役場3階301, 302, 303会議室

【持ち物】

1. 収支内訳書（自分で作成したもの）

2. 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）
3. 農機具等使用機械の詳細（名称、数量、取得年月日、購入価格等を記載したもの）
4. 出荷伝票、収受通知書、農業用の預貯金通帳、中山間・補助金等の収入がわかるもの、領収書
5. 償却資産申告書（12月に送付されるもの）
6. 印鑑（認印）
7. その他必要と思われるもの

【その他】

- ・ 収入金額や必要経費を記載した帳簿を必ず作成し、お持ちください。
- ・ 午前中は混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ・ 毎年、大勢の方が来場されますので、自分でできる範囲で作成していただいた収支内訳書をお持ちいただき、時間の短縮にご協力をお願いします。
- ・ 預貯金通帳をお持ちいただく場合は、必ず前日までに記帳したものをお持ちください。
- ・ 事業（農業・営業・不動産）の収支内訳書または決算書の中で減価償却資産として計上した資産は、固定資産税における償却資産として毎年1月末日までに申告が必要です。

記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されました

個人の白色申告者の全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます）について、平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象となりました。

記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載されていますので、ご覧ください。

償却資産（固定資産税）申告のお知らせ

【お問い合わせ先】 財務課 町税係 電話番号：62-9124

固定資産税は土地および家屋の他に償却資産の所有者にも課税されます。償却資産を所有している事業所または個人の皆様は、平成27年1月1日現在の状況をその資産が所在する市町村に申告することとなっています。（地方税法第383条）

【償却資産とは？】

会社や工場、商店などを経営したり、農業を営んだりしている個人や法人が事業のために用いる次の（1）から（4）のうち、土地・家屋以外の事業に使うことができる資産で、その減価償却費（額）が法人税法または所得税法の計算上、必要経費に算入されるもの（減価償却資産として計上するもの）をいいます。

ただし、無形減価償却資産（鉱業権、漁業権など）や自動車税・軽自動車税の課税対象となる車両等は除かれます。

(1) 構築物 (2) 機械および装置 (3) 車両および運搬具 (4) 工具・器具および備品

- 申告書は、資産の申告が必要な事業所または事業（営業・農業・不動産）所得者に 12 月中旬に送付します。

新規に事業を始めた方や、申告書が手元に届かない方は財務課 町税係までご連絡ください。

- 資産に変更がない場合も申告書の提出をお願いします。
- 電子申告に関しましては（一社）地方税電子化協議会のホームページ <http://www.eltax.jp/>をご覧ください。

平成 27 年度 申告書提出期限：平成 27 年 2 月 2 日（月曜日）

【太陽光発電設備について】

太陽光発電設備について、事業者は発電量に関わらず全てが申告対象です。また、個人でも売電方法や発電量により事業とみなされる場合は申告が必要です。

固定資産税に関する主な届出について

【お問い合わせ先】財務課 町税係 電話番号：62-9124

固定資産税に関して平成 26 年中に次のような事由が発生した場合には、平成 27 年 2 月 2 日（月曜日）までに財務課町税係に申告または届出をしてください。申請書類は町ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

1. 相続人代表者指定（変更）届出書

【提出する主な事由】固定資産の所有者が亡くなったとき

2. 町税減免申請書

【提出する主な事由】貧困等により公的援助を受けている等、町税の減免要件に該当するとき

3. 新築（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書

【提出する主な事由】新築住宅等の軽減を受けるとき

4. 認定長期優良（住宅・中高層耐火建築住宅）に対する固定資産税減額規定の適用申告書

【提出する主な事由】長期優良住宅の減額を受けるとき（県が発行した認定通知書の写しを添付）

5. 住宅用地適用（異動）申告書

【提出する主な事由】住宅用地の所在や地積、所有者の氏名・住所等が変更となったとき

6. 家屋の利用状況に関する申告書

【提出する主な事由】 町外在住で1年中継続的に利用している家屋をお持ちの方

7. 納税管理人（変更）申告書

【提出する主な事由】 海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域内の人を選任するとき

8. 納税管理人（変更）承認申請書

【提出する主な事由】 海外赴任等により納税管理人を中部・関東の区域外の人を選任するとき

9. 未登記家屋所有者変更届出書

【提出する主な事由】 売買・相続・贈与等により未登記の家屋の所有者が変更となったとき

10. 家屋滅失届出書

【提出する主な事由】 家屋の一部および全部を解体・除却したとき

11. 土地現況地目・家屋用途変更届

【提出する主な事由】 土地・家屋（リフォームを含む）の利用状況が変更となったとき

毎年12月3日から9日は「障害者週間」です

【お問い合わせ先】 住民福祉課 社会福祉係 電話番号：62-9144

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現を目指します

障害者週間とは？

2月9日は、1975年に国連で「障害者の権利宣言」が採択された日です。また、障害者基本法では、12月3日から9日までを「障害者週間」と定めています。

障がいを理解し、共に暮らす

誰もが住み慣れた街で、当たり前のように暮らして行くことを望んでいます。障がいの種類や特性は様々です。障がいを理解し、誰でもどこでもさりげなく自然にできる気づかい心づかいについて考えてみませんか？

障害特性理解のための「ささえ愛リーフレット」

<http://www.suwacity-shakyo.or.jp/blog/wp-content/uploads/2013/05/ShogaiFukushi.pdf>

信州あいサポート運動

長野県では、障がいのある人を特別視するのではなく、「障がいのある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」というノーマライゼーション理念

の考え方を浸透させ、社会的障壁が取り除かれ、誰にでも出番と居場所のある社会づくりを普及推進しています。

様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践していく『あいサポーター』の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）をみなさんと一緒につくっていく運動が「信州あいサポート運動」です。

「あいサポート」とは？

「愛情」の「愛」、私の「I」に共通する「あい」と、支える、応援する意味の「サポート」を組み合わせ、障がいのある方を優しく支え、自分の意志で行動することを意味しています。あい＝愛情、私サポート＝支える、応援するあいサポート＝愛のサポート、私のサポート、夢と未来を明るく応援する

歯周疾患検診の受診はお済みですか？

【お問い合わせ先】住民福祉課 保健予防係（保健センター） 電話番号：62-9134

今年度より、「歯周疾患検診」が始まりました。対象者の方には、今年7月に案内通知（受診票）を送付させていただきました。

歯周病は、歯を失う大きな原因です。そして、全身のさまざまな病気に関わってきていることがわかってきています。（参考 広報11月号：「健康ふじみ通信 歯の健康」）

自覚症状がないことがほとんどのため、歯周病予防は自分で歯や口の中をきれいにする「日常のセルフケア」と定期的な「歯の検診」が大切です。

まだお受けになっていない方は、お早めに受診しましょう。なお、検診実施期間は、平成27年2月28日（土曜日）までとなっています。

※歯科医療機関への事前予約は平成27年2月21日（土曜日）まで

富士見町 教育委員会だより 「教育の町」ふじみを目指して「第108号」
平成26年12月1日発行／富士見町教育委員会編集／電話番号：62-9235／

kodomo@town.fujimi.lg.jp

12月定例教育委員会

12月10日（水曜日）午前9時30分より教育長応接室 傍聴歓迎！

子どもに関するなんでも相談

月曜日から金曜日

午前8時30分から午後5時15分／電話番号：62-9233／家庭・教育相談員（鈴木）

今月の無料塾

水曜日講座（富士見中1・2年生対象）

- ・ 12月3日（水曜日）
- ・ 12月17日（水曜日）
- ・ 12月24日（水曜日）

いずれも午後3時50分から午後6時00分／【お問い合わせ先】電話番号：62-9235

10月定例教育委員会報告

10月8日（水曜日）に開催された10月定例教育委員会で協議した主な内容をお知らせします。

決議事項

- ・ 区域外就学等

外国籍児童の就学及び区域外通学について承認されました。

報告事項

- ・ 事業報告について

子ども課、生涯学習課、校長会、園長会から事業報告がありました

- ・ 小学校の英語教育について

児童、保護者、先生を対象にアンケートを行った結果、児童、保護者から「英語の時間をもっと増やしてほしい」「家庭でも英語の勉強ができる教材がほしい」等の意見が多く出されました。アンケートの結果を今後の英語教育に生かしていくよう検討していきます

- ・ 給食食材放射能測定について

10月より富士見町給食食材測定ボランティアの会に委託して給食食材放射能測定を開始することが報告されました。（詳細記事は下欄をご覧ください）

- ・ インターネットサービスについて

生涯学習課からインターネットサービスの危険性についての講演会と、子どものネット利用を考える検討委員会についての報告がありました

検討事項

- ・ 自死予防チラシについて

中学生向自死予防チラシについて内容が検討されました。

- ・ エデュ・カフェについて

今年度5回開催したエデュ・カフェについての反省と今後の方向性を協議しました

給食食材の放射能測定を始めました

小・中学校、保育園の給食食材の放射能測定はこれまで県に依頼して行ってきましたが、よりきめ細かな測定をするために町で測定器を購入し、測定を富士見町給食食材測定ボランティアの会に委託する形で始めました。

事前測定により放射性セシウム 134・137 が合算で 10 ベクレル（国基準 100 ベクレル）を超えた場合は給食食材として使用せず、代替えの食材等で対応します。また、測定結果は町のホームページで公表します。

新社会教育委員委嘱 よろしく申し上げます

平成 26 年 10 月 1 日付で小池あや子さん（立沢）が、新しく社会教育委員に委嘱されました。任期は平成 26 年 10 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までです。文化・スポーツなど生涯学習関係でご意見等がある場合は、社会教育委員又は生涯学習課までご連絡ください。

【お問い合わせ先】生涯学習課 公民館係 電話番号：62-7900

子ども科学教育研究全国へ発信

平成 26 年度子ども科学教育研究全国大会が富士見中学校で開催されました。開会行事のあと全教科公開授業が行われ、全国の教育関係者や地域の方々が参観しました。また、東北大学名誉教授石田秀輝氏の記念講演や富士見高校生によるミツバチ養蜂、アツモリソウ保護の研究発表などもあり、全国の教育関係者、地域や学校関係者を含めて約 300 人が集いました。

写真 1：石田秀輝東北大学名誉教授による記念講演

写真 2：オーストラリアの生徒とインターネットを通して会話をした英語の授業

写真 3：タブレット端末を使った理科の授業

富士見町 PTA フォーラムが開催されました

富士見町 P T A 連合会と富士見町教育委員会主催の「富士見町 P T A 教育フォーラム」が 10 月 25 日に開催されました。児童精神科医で長野県立こころの医療センター駒ヶ根副院長 原田謙先生の講演「自己肯定感を高めるために」を聴講したあと、テーマごと懇談会を行い、「自己肯定感」についてさらに議論を深めました。

歌人 島木赤彦を偲んで

秋の青空の下、赤彦祭が富士見公園で開催されました。赤彦祭は、諏訪市出身で学校教育に携わったアララギ派の歌人島木赤彦を偲んで毎年開催され、今年で 77 回を迎えました。

また、赤彦記念短歌展の表彰式も行われ、応募 557 点の中から優秀作品 34 点が表彰されました。

(写真：歌碑に献花する参加者)

12 月 21 日 (第 3 日曜日) は家庭の日・家庭読書の日

家の掃除や片付けなど、新年を迎える準備を家族で協力して行い、互いに助け合える家庭づくりに努めましょう。

編集後記

人材育成海外派遣事業の選考会が行われ、来年 3 月のニュージーランド研修派遣者が決定しました。これから多くの事前研修があります。出発に向け有意義な研修にしてください。

【ロゴ】 早ね・早おき・朝ごはん

くらしの情報

お知らせ

「デマンド交通すずらん号」年末年始の運行・運休について

【年末年始の運行】

- ・ 12 月 26 日 (金曜日) まで通常運行
- ・ 12 月 27 日 (土曜日) から平成 27 年 1 月 4 日 (日曜日) は運休とします。
- ・ 平成 27 年 1 月 5 日 (月曜日) から通常運行です。

【小正月の運休】

- ・ 平成 27 年 1 月 10 日 (土曜日) から 1 月 12 日 (月曜日・祝日) は運休とします。

【冬期間の運転】

降雪や凍結などにより、運行時間に乱れが予想されますが、停車場には早めにお出かけをお願いします。

なお、降雪等による道路状況により運休することもありますので、ご理解ご協力をお願いします。また、予約の際には、名前・電話番号・乗降場所・乗車時刻をお申し出ください。

【お問い合わせ先】 すずらん号予約センター 電話番号：61 - 1133 または産業課商工観光係電話番号：62 - 9228

道路に穴ぼこなどの異常を見つけたら

町で安全・安心のまちづくりを重要施策として位置づけ、常日頃の道路パトロールや舗装補修等行っていますが、即座に対応できないこともあり、ご迷惑をおかけしています。

道路に穴ぼこや損傷などの異常を見つけたら、ご連絡ください。

【お問い合わせ先】 建設課都市計画管理係 電話番号：62 - 9217

年末の交通安全運動

【スローガン】

信濃路は「ゆとりの笑顔とゆずりあい」

- ・ 期間：12月1日（月曜日）から31日（水曜日）
- ・ 運動の基本

「子どもと高齢者の交通事故防止」

- ・ 運動の重点
- ✓ 通学路・生活道路の安全確保と歩行者保護の徹底
 - ✓ 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
 - ✓ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
 - ✓ 飲酒運転の根絶

※年末は、飲酒の機会が増えます。飲酒運転による悲惨な事故が後を絶ちません！

家族に飲酒運転をさせない。車で来た客には酒を出さない…など、飲酒運転撲滅に取り組みましょう。また、凍結や積雪で道路環境が悪くなります。ゆっくり発進・徐々に加速・エンジンブレーキを使うなど、冬道を安全に乗り切りましょう。

【お問い合わせ先】 建設課都市計画管理係 電話番号：62 - 9216

収入印紙等ご購入のご案内

契約、領収または県等の手数料納付などに必要な、収入印紙および長野県収入証紙は、役場会計室の窓口（7番）で購入できます。なお、購入に際しての事前予約も承っています。どうぞ、お気軽にご利用ください。

【お問い合わせ先】 会計室会計係 電話番号：62 - 9152

教室

初心者スケート教室

寒さに負けない、元気な子どもたちを応援します。

- ・ 対象 保育園児と小学生の初心者
- ・ 日程

12月16日（火曜日）・18日（木曜日）・1月6日（火曜日）・8日（木曜日）午後6時30分から午後8時

- ・ 会場 茅野市国際スケートセンター
- ・ 受講資格

保育園・小学校に通園通学する町内在住の児童（初めて滑る保育園児も大歓迎です）

- ・ 受講料

小学生 1,100 円（保険料 500 円入場料 4 回分 600 円）※未就学児は保険料 500 円のみ

- ・ 指導者 NPO町体育協会スケート部員
- ・ 定員 先着 30 名程度
- ・ 申し込み 12 月 9 日（火曜日）まで（現地集合・解散です）

※スケートは各自ご用意ください。

【お問い合わせ先】生涯学習課社会体育係 電話番号：62 - 2400

室内硬式テニス教室

冬場の運動不足解消と友達づくりに

- ・ 日程

毎週木曜日 全 7 回 1 月 15 日から 2 月 26 日 午後 7 時 30 分から午後 9 時 30 分

- ・ 会場 町民センター体育室
- ・ 受講資格

町内に在住または通勤・通学している中学生以上の方で、全日程参加できる方

- ・ 受講料 500 円（保険料）
- ・ 定員 先着 30 名
- ・ 申込期日 1 月 8 日（木曜日）
- 持ち物 硬式テニスラケット・体育館用シューズ

【お問い合わせ先】生涯学習課社会体育係 電話番号：62 - 2400

第 49 回富士見町民スケート大会参加者

この大会は、保育園児オープン種目で 100m または、300m のレースもあります。

- ・ 期日 1 月 11 日（日曜日）
- ・ 会場茅野市国際スケートセンター
- ・ 参加資格町内に在住・通勤・通学している方
- ・ 申込期日 12 月 11 日（木曜日）までに小・中学生は各学校へ、未就学児と高校生以上一般の方は社会体育係までお申し込みください。

※未就学児のオープン競技があります。

【お問い合わせ先】生涯学習課社会体育係 電話番号：62 - 2400

募集

非常勤職員

諏訪税務署では、平成 26 年分の確定申告期間における非常勤職員を募集します。

応募される方は、履歴書を諏訪税務署までお送りください。書類選考後、面接をさせてい

たきます。なお、採否については面接のうえ決定し、後日連絡します。

●雇用予定期間

平成 27 年 2 月 2 日頃から平成 27 年 3 月 31 日頃までの間の 1 ヶ月から 2 ヶ月程度(土曜日・日曜日・祝日を除く)

- ・ 勤務地 諏訪税務署 (諏訪市清水 2 丁目 5 番 22 号)
- ・ 募集人員 30 名程度

【A 業務】 10 名程度 【B 業務】 20 名程度

- ・ 勤務内容

【A 業務】 パソコン入力による確定申告書作成補助・案内業務等

【B 業務】 パソコンを使用した入力作業・書類整理等

- ・ 必要な経験等 パソコンの基本操作 (面接時に簡単な実技試験を実施します)
- ・ 勤務時間 午前 9 時から午後 5 時までのうち 5 時間から 7 時間程度

(休憩時間は午前 11 時 30 分から午後 1 時 30 分までのうち 1 時間)

- ・ 賃金等 【時給】 A 業務 900 円 B 業務 840 円 【通勤手当】 当署規定により支給
- ・ 年齢制限 なし

【お問い合わせ先】 諏訪税務署 総務課 電話番号：57 - 5210

ふるさとのみなさんへ 東都高原富士見会だより

【本郷燦々会】

私は昭和 28 年 (1953 年) 3 月「本郷中学校最終卒業生」100 余名の中のひとりです。この年の 4 月「富士見高原中学校が」開校となり、後輩の皆さんは新しい中学校に通うことになりました。「本郷中学校」最後の卒業生として旅だった仲間も、それぞれの道で年を重ねてきました。

さて、ふるさとや学友は何方にとっても懐かしいもの。私たちも「本郷中学校最終卒業生同年会」を富士見町を含む諏訪地区在住の皆さんの持ち回り幹事によって定期的に行ってきましたが、平成 19 年 (2007 年) 古希を迎えた際、当番幹事の発案により会の呼称を「本郷燦々会」と改め、隔年開催を毎年に変更、現在に至っております。今年は喜寿を全うする年となり、去る 10 月「本郷燦々会喜寿の祝い」として大いに語り合うことができました。

「本郷燦々会」呼称の意味

- ・ 「本郷」の文字は必ず残したい。
- ・ 1953 年 (昭和 28 年) 3 月卒業→' 53.3 卒業→本郷の「郷」と「5」を重ね合わせ。□
- ・ 「' 53.3」の「3.3」を→「さんさん」→「燦々」と読み替える。
- ・ 「HONG033 会」→「HON533 会」→本郷 33 会→「本郷燦々会」とする。□
- ・ 「燦々」→明るくさわやかで私たちと同年の「美空ひばり」(故人)の「愛燦々」に通じる。

最後に私たちのふるさと「富士見町」の益々のご発展を心からお祈りいたします。

消費者見守り情報 No. 46

「見守り」と「気づき」で認知症等高齢者の被害を防ごう

【お問い合わせ先】 住民福祉課 住民係、電話番号：62-9112 または長野県松本消費生活センター、電話番号：0263-40-3660

長野県では、消費者被害防止地域見守りネットワークの構築を目指しております。高齢者は、消費者被害のターゲットとなりやすく、周囲への相談などもなかなか行えないなど、消費者被害の規模が大きくなってから周囲が発見することも多いようです。

そこで、被害に遭う前や被害に遭った初期段階で周囲の方が気づくことが重要になります。

以下のチェックポイントを参考に、認知症等高齢者の居宅や言動などに注意を払いましょう。

【「見守り」と「気づき」のポイント】

住まいの様子

- ・ 不審な契約書、請求書などの書面や宅配業者の不在通知などないか。
- ・ 不審な健康食品やカニなどがいないか。
- ・ 新品のふとんなど、同じような商品が大量にないか。
- ・ 屋根や外壁、電話機周辺などに不審な工事の形跡がみられないか。
- ・ 通信販売のカタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
- ・ 複数社から配達された新聞や景品類などがいないか。
- ・ 不審な業者が出入りしている形跡はないか。

高齢者本人の言動や態度など

- ・ 不審な電話のやり取りや電話口で困っている様子はないか。
- ・ 生活費が不足するなど、お金に困っている様子はないか。
- ・ 貯金通帳などに不審な出金の記録はないか。

※周囲の方々の「見守り」や「気づき」は、高齢者に限定するものではなく、家族や友人など自分の周囲の人々を消費

者被害から守るうえでも重要なポイントとなります。日頃から注意を払いましょう。

骨密度検診のお知らせ

【お問い合わせ先】 住民福祉課 保健予防係（保健センター内） 電話番号：62-9134
骨密度検診を下記のとおり実施します。

【検診日程】 平成 27 年 1 月 19 日（月曜日）から 23 日（金曜日）・1 月 26 日（月曜日）から 27 日（火曜日）7 日間を予定しています。

【対象者】 26 年度中に以下の年齢に該当となる方で町内在住の女性。（生年月日は以下のと

おりです曜日)

- (1) 45歳：昭和44年4月2日から昭和45年4月1日
- (2) 50歳：昭和39年4月2日から昭和40年4月1日
- (3) 55歳：昭和34年4月2日から昭和35年4月1日
- (4) 60歳：昭和29年4月2日から昭和30年4月1日

【申込締切】平成26年12月8日(月曜日)(厳守)

※骨密度検診対象者には、申込書を送付してあります。受診を希望される方は忘れずに申込をしてください。

【検診一部負担金】1400円※検診一部負担金が免除になる方は、下記のとおりです。

- ・ 申請：必要
 - ・ 免除の対象となる方
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を受けている世帯に属する方
 - (2) 当該年度分の町民税非課税世帯に属する方
- ※上記の(1)・(2)に該当し、免除券の交付を受けていない方は受診日の前日までに申請手続きをしてください。

住民だより(11月)

10月15日から11月14日の届出(敬称略)

出生・転入・転居は14日以内に、死亡は7日以内に届出を

結婚おめでとう

- ・ 名取 賢/区名または出身地：原の茶屋 鳥居 智恵美/区名または出身地：茅野市
- ・ 初村 直樹/区名または出身地：立沢 原山 梢/区名または出身地：長野市
- ・ 小川 光英/区名または出身地：瀬沢新田 小松 あす香/区名または出身地：南アルプス市
- ・ 小林 嘉孝/区名または出身地：南原山 花岡 美津穂/区名または出身地：諏訪市

出生おめでとう

- ・ 名取 翼(なとり つばさ)

父の名：聡/母の名：いづみ/区名：原の茶屋

- ・ 鈴木 悠萌(すずき ゆめ)

父の名：康之/母の名：由美/区名：富士見

- ・ 内山 開晴(うらやま かいせい)

父の名：裕人/母の名：直美/区名：桜ヶ丘

- ・ 寺島 凜(てらしま りん)

父の名：弘充/母の名：愛/区名：富士見

おくやみ申し上げます

- ・ 矢島 謙一／年齢：87歳／世帯主：さち／区名：御射山神戸
- ・ 小松 彦次／年齢：93歳／世帯主：彦次／区名：栗生
- ・ 名取 眞由美／年齢：80歳／世帯主：ともえ／区名：松目
- ・ 中山 佳宏／年齢：80歳／世帯主：佳宏／区名：富士見
- ・ 平出 新榮／年齢：69歳／世帯主：新榮／区名：先達
- ・ 杉本 富雄／年齢：73歳／世帯主：富雄／区名：瀬沢
- ・ 宮澤 二三四／年齢：91歳／世帯主：二三四／区名：富士見
- ・ 津金 甲／年齢：91歳／世帯主：利男／区名：富里
- ・ 雨宮 千秋／年齢：100歳／世帯主：俊夫／区名：瀬沢新田
- ・ 小林 忠男／年齢：86歳／世帯主：忠男／区名：田端
- ・ 安達 美榮／年齢：92歳／世帯主：互／区名：富里
- ・ 小林 えい子／年齢：97歳／世帯主：義太／区名：御射山神戸

※住民だよりは届出者の希望により掲載させていただきます。

こんにちは 地域包括支援センターです

インフルエンザ予防のためのエチケット

寒さも増してきて、インフルエンザが流行する時期になってきました。特に高齢者は、通常の風邪とは違い、インフルエンザにかかると持病が悪化したり、肺炎を併発して命に関わる危険もあるので注意が必要です。

インフルエンザは主に咳やくしゃみによる飛沫を吸い込むことによって感染します。まわりの人がマスクを着用するだけでなく、咳・くしゃみが出る人はエチケットを心がけて、他の人に移さないようにすることも大切です。

咳・くしゃみのエチケット

- ・ 咳・くしゃみを他の人に向けてしない、他の人から離れる
- ・ 咳・くしゃみが出る時は必ずマスクをする
- ・ 手のひらで咳・くしゃみを受け止めたらすぐ手を洗う

他にも、手洗い・うがいをする、栄養と休養をしっかりとって免疫力を低下させないようにすること等も大切です。感染対策をしっかりして、冬を乗り切りましょう！

12月の納税等

固定資産税／国民健康保険料／後期高齢者／医療保険料／保育料／住宅使用料／有線放送

使用料

納期限・振替日は12月25日（木曜日）です

※毎週火曜日は午後7時まで夜間納税窓口を開設しています。ご利用ください。

【お問い合わせ先】財務課 収納係 電話番号：62-9123

親と子の健康ガイド 12月（12月11日から1月10日）

【お問い合わせ先】住民福祉課 保健予防係、電話番号：62-9134

健康診査・予防接種

4ヵ月児健診

- ・ 対象児：平成26年8月生まれ
- ・ 期日：12月17日（水曜日）
- ・ 集合時間：午後1時
- ・ 会場：保健センター

7ヵ月児健診

- ・ 対象児：平成26年5月生まれ
- ・ 期日：1月9日（金曜日）
- ・ 集合時間：午後1時
- ・ 会場：保健センター

10ヵ月児健診

- ・ 対象児：平成26年2月生まれ
- ・ 期日：1月9日（金曜日）
- ・ 集合時間：午後1時40分
- ・ 会場：保健センター

3歳児健診

- ・ 対象児：平成23年11月から12月生まれ
- ・ 期日：12月11日（木曜日）
- ・ 集合時間：午後1時
- ・ 会場：保健センター

BCG

- ・ 対象児：生後5ヵ月から1歳未満のお子さん
- ・ 期日：1月7日（水曜日）
- ・ 集合時間：午後1時30分

会場：保健センター

4種混合

- ・ 対象児：生後3ヵ月から7歳6ヵ月未満のお子さん

- ・ 期日：12月18日（木曜日）
- ・ 集合時間：午後1時15分から1時50分（受付）
- ・ 会場：保健センター

相談・教室

乳幼児相談

- ・ 期日：12月16日（火曜日）
- ・ 受付時間：午前9時30分から10時30分
- ・ 会場：保健センター

諏訪地区小児夜間急病センター（年中無休）

- ・ 診療時間：午後7時から午後9時
- ・ 診療科目：小児科 15歳以下

諏訪市四賀2299-1（平安堂諏訪店駐車場・かっぱ寿司の奥）、電話番号：54-4699

「食育推進チーム」だより ～富士見町直いく推進計画を推進します～

富士見町立本郷小学校 学校栄養職員 小澤 奈津美

「感謝しておいしくいただきますよう」

毎日の食事は、たくさんの人のおかげで食べることができます。食べ物の命や、食事作りに関わる人たちへ感謝の気持ちが持てるよう、日々の給食から情報発信を行っています。お昼の放送では、給食に使用した食材の生産者の方を紹介します。「キャベツといえば〇〇さん！」「〇〇さんのおばあちゃんちの野菜だね。」生産者の方の名前を覚えている児童もたくさんいます。届けていただいた野菜をホール前に展示し、実際に触ったり、においを嗅いだりして、自分たちが食べる食材が身近になるような取り組みも行いました。

また、食事マナーを守ることも感謝の気持ちにつながります。ごはん粒が残ったまま返していないかな？気になるときは声をかけます。児童会活動でも食事マナーについて話し合いました。食器の返し方などについてよい例、悪い例を児童が演じ、ビデオ撮影を行いました。今後、お昼の放送で全校に伝える予定です。

- ・ ズッキーニの写真

届けていただいたズッキーニ。このうちの一部をホール前で展示しました。

健康ふじみ通信 一心も体もいきいきと 楽しく暮らせる高原の富士見町一

【お問い合わせ先】住民福祉課 保健予防係、電話番号：62-9134

「健康管理編」

子どもは、人と関わり合い、遊びなどの実体験を重ねることで人間関係を築いて、心と体を成長させていきます。

近年では、メディア（テレビ・ビデオ・ゲーム等）接触の低年齢化が進み、外遊びの機

会が減って、人との関わりから得られる体験が不足しているのではないかと心配されています。メディアと接する時間が長くなると、運動不足、睡眠不足、コミュニケーション能力などの低下を生じることがあるため、使い方を考える必要があります。

小学生、中学生、15歳～19歳の方を対象としたアンケート

普段（休日でない日）、テレビやDVD、ゲーム、インターネット等をする時間は1日どのくらいですか。

- 小学生…30分未満：6.4%、30分以上1時間未満：29.6%、1時間以上2時間未満：32%、2時間以上3時間未満：14.4%、3時間以上：13.6%、見ない・しない：4%
- 中学生…30分未満：6%、30分以上1時間未満：20.1%、1時間以上2時間未満：31.3%、2時間以上3時間未満：20.9%、3時間以上：17.9%、見ない・しない：3%
- 15～19歳…30分未満：9.8%、30分以上1時間未満：15.9%、1時間以上2時間未満：23.2%、2時間以上3時間未満：19.5%、3時間以上：29.3%、見ない・しない：2.4%
- 全体…30分未満：7%、30分以上1時間未満：22.6%、1時間以上2時間未満：29.6%、2時間以上3時間未満：18.2%、3時間以上：19.1%、見ない・しない：3.2%

富士見町健康・食育に関するアンケート調査（平成24年度）より年齢が上がるに従い、1日3時間以上メディアに接している子どもの割合が多くなっています。（小学生13.6%、中学生17.9%、15歳～19歳では29.3%）

使用する時間や、使い方のルールを決めることが必要です。家族でコミュニケーションをとる時間をもつことは、子どもの成長に大切なことです。

日本小児科医会の提言

- (1) 2歳までのテレビ・ビデオ視聴は控えましょう。
- (2) 授乳中、食事時のテレビ・ビデオの視聴は止めましょう。
- (3) すべてのメディアへ接触する総時間を制限することが重要です。
(1日2時間までを目安と考えます。ゲームは1日30分までを目安と考えます。)
- (4) 子ども部屋にはテレビ、パソコンを置かないようにしましょう。
- (5) 保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールをつくりましょう。

Stay Smile

町内にはさまざまなコミュニティがあり、独自の活動をしています。そんな皆さんの活動やイベントをご紹介するコーナーがステイ・スマイル（笑顔のままで）です。

高原のアーティストを訪ねて

東に八ヶ岳、西に入笠山を仰ぎ見る、さわやかな高原の町、富士見。この地に生まれ、または惹かれて制作する、素敵なアーティストたちを紹介します。

【今月のアーティスト】 吉田 直樹（よしだ なおき）さん 木工作家・富士見町在住

吉田直樹さんは、1954年、千葉県千葉市に生まれ、通信社出版局で編集の仕事に携わっていました。1984年、30歳の時に木工の世界へ転身。長野県上松技術専門校で木工を学び、翌年から作

品を発表してきました。1995年、富士見町境にセルフビルドの工房と併設ギャラリーを新設し、以来この地で制作を続けています。作品のテーマは、クラシック音楽やモダンジャズ。音楽が持つ魅力を視覚的にデザインし、温もりのある木の作品に仕上げています。その種類は幅広く、インテリアや照明、さらにはスピーカーなどのオーディオと多岐にわたります。弦楽器や管楽器、音符が細やかに表現された作品は、木の質感と柔らかな灯りとが相まって、ゆったりとした寛ぎのムードを醸し出しています。それは、さながら、お気に入りの名盤を心地よく聴いている時のようです。吉田さんは、個展歴も豊富で、東京をはじめ、大阪、京都、神戸、福岡など各地の有名百貨店アートサロンや特選ギャラリー、美術画廊に作品を出品しています。

吉田さんは、富士見へ移住したきっかけを、八ヶ岳と南アルプス、そして、富士見に深い縁があった尾崎喜八の『富士見高原詩集』と言います。現在は、音楽に加え、八ヶ岳や北アルプスなど、山をテーマにした作品にも取り組んでいるそうです。休日には、好きな音楽と山歩きを楽しんでいるという、吉田さん。山や木々とふれあいながら、今日も音楽の調べを素敵な形にしていることでしょう。

文：前島孝一（小海町高原美術館館長・清里フォトアートミュージアム職員）富士見町富士見在住

Facebook：<https://ja-jp.facebook.com/koichi.maeshima.1>

[Information]

吉田さんの作品は、工房「アンダンテ」併設ギャラリーでご覧いただけます。訪問される際は、事前にご連絡ください。また、お問い合わせいただければ、個展の予定などもご案内します。

【お問い合わせ先】 工房「アンダンテ」 電話番号：0266-64-2141／

所在地：〒399-0101 諏訪郡富士見町境10174

「舞台上で輝け」という目標に向かって

富士見中学校 吹奏楽部

私たち富士見中学校吹奏楽部は、「舞台上で輝け」という目標に向け、日々活動しています。吹奏楽部は運動部のように何回も試合があるというわけではありません。限られた舞台上、一人ひとりが練習してきた成果を全て発揮するため、このような目標を立て活動しています。

私たちが一番輝く場として目指しているのは、夏のコンクールです。このコンクールでは課題曲と自由曲を演奏します。一年の中で一番大きな大会である夏のコンクールで全員が一体となり、一つの曲を創り上げるため、現在大切にしていることは基礎練習です。先月引退された三年生の先輩方もとても大切にしてほしいとおっしゃっていました。

どんな曲でも、基礎がしっかりしていなければリズムが取れなかったり、音を合わせる事ができなかったりし、難しい楽譜も読み込むことができず、曲が吹けるはずがありません。一人ひとりの基礎が向上すればコンクールでもよい結果につながると考え、現在基礎練習を頑張っています。

夏のコンクールだけではなく、輝く場として、アンサンブルコンテストや文化祭、地域

のイベントへの参加などの舞台があります。どのような舞台でも、一人ひとりがきらきらと輝けるよう、これからの練習を頑張っていきたいです。そして私たちがみんなと一緒にいつでも練習できることを嬉しく思い、またたくさんの人に感謝をしながら演奏をしていきたいです。(吹奏楽部部長 雨宮紗和)

赤十字をつくった人 アンリー・デュナン

赤十字の創始者アンリー・デュナンは、1828年5月8日スイス・ジュネーブに生まれました。31歳の時(1859年6月)デュナンは、フランス・サルディニア連合軍とオーストリア軍の間で行われたイタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノの近くを通りかかりました。

そこで見たものは、4万人の死傷者が打ち捨てられているという悲惨なありさまでした。街が負傷兵であふれかえった惨状を見て、デュナンは「みんな同じ人間どうし」という合言葉のもとに、町の人々や旅人たちと協力して、放置されていた負傷者を教会に収容するなど懸命の救護を行いました。「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救われなければならない」ジュネーブに戻ったデュナンは、自ら戦争犠牲者の悲惨な状況を語り伝えるとともに、1862年11月『ソルフェリーノの思い出』という本を出版しました。この中で、以下の必要性を訴えました。

- (1) 戦場の負傷者と病人は敵味方の差別なく救護すること
- (2) そのための救護団体を平時から各国に組織すること
- (3) この目的のために国際的な条約を締結しておくこと

この訴えは、ヨーロッパ各国に大きな反響を呼び、1863年2月赤十字国際委員会の前身である5人委員会が発足、5人委員会の呼びかけに応じてヨーロッパ16カ国がジュネーブに集って最初の国際会議が開かれ、赤十字規約ができました。この規約により各国に戦時救護団体が組織され平時から相互に連絡を保つ基礎ができ、デュナンの提案の一つが実現しました。そして、翌1864年には、ヨーロッパ16カ国の外交会議で最初のジュネーブ条約(いわゆる赤十字条約)が調印され、ここに国際赤十字組織が正式に誕生したのです。後の1901年12月10日、アンリー・デュナンは第1回ノーベル平和賞を受賞し、デュナンの誕生日である5月8日は世界赤十字デーに制定され、「赤十字をつくった人」として語り伝えられています。

富士見町赤十字奉仕団では、このアンリーデュナンの紙芝居を作成し、11月16日(日)に開催された生活展で発表をしました。地域で紙芝居の読み聞かせ等のご要望がありましたら事務局までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 富士見町赤十字奉仕団事務局(住民福祉課社会福祉係) 電話番号: 62-9144

子育てはたくさんの笑顔とたくさんの手で ~子どもの領分を守るために~

【お問い合わせ先】 NPO法人ふじみ子育てネットワーク 電話番号: 62-5505

「あそぶ」ということ

児本や子育て雑誌などで「子どもにはあそびは大事」「子どもはたくさんあそばせてあげましょう」「子どもはあそびで育つ」という記事を頻繁に見かけます。そうです。子どもの成長にと

って「あそぶこと」は欠かせません。もちろん、大人になってもあそびは大事ですが、ご存知のように大人にとってのあそびと子どもにとってのあそびは大きな違いがあります。大人にとってのあそびは、生活の余白部分の制約されない自由時間の活動で、いわゆるレジャーなどの息抜きの部分を持ったものです。

これに対して、子どもにとってあそびは「生活のすべて」と言えます。人間としてのあらゆる知識や認識を蓄えていく作業です。例えば、おもちゃあそび、砂場あそびなど子どもがあそんでいる姿を思い浮かべてみると、そこでは子どもは、手や指先を使うことで感覚を養い体を思い通りに動かす経験を積んでいます。自分の行動によって変化するおもちゃや砂を見て、そのものの特徴を理解していきます。おもしろいな～、たのしいな～、どうしてこうなるんだろう～、どうしたらいいかな～、うまくいかないな～、こうしてみよう～、など心にたくさんの感情が生まれています。側にいる大人や子どもとの関わりも経験します。

気ままに見える行動の中で、新しい発見を繰り返しながら生活の全てを使って自分自身の身体機能を発展させ、運動能力を作り、社会へ参加していく準備をしています。創造的時間で感性や自立心を育てています。子どもはあそびを通して自分自身を作り出しているのです。生産的活動なのです。

さらに言うと、子どもは心を開放させることのできる自由な空間によって成長します。心の自由な空間とはだれからも管理されない自分だけの世界です。大人の指図から離れて遊ぶとき、子どもは自分が主役になって無限に遊びを作り出します。この自由な空間に遊ぶことが、人間としての喜びを創造させ、子どもを自立させます。

大人は子どもを管理したくなるものですが、子どもだけの世界を持つことは、自分のエネルギーをそこで自由に発散させることができることと理解し、子どもが「自分で決めて自由にあそぶ」空間を生活の中で、社会の中で守っていきましょう。

くらしのガイド 12月（12月1日から1月10日）

※1月の内容は次号と重複する場合があります

休日当番医・薬局【12月分】

- 12月7日（日曜日）：小林医院 電話番号：64-2043、りんどう薬局 電話番号：73-9285
- 12月14日（日曜日）：高原病院 電話番号：62-3030、フジモリ薬局 電話番号：72-2200
- 12月21日（日曜日）：高原病院 電話番号：62-3030、笠原薬局 電話番号：72-2028
- 12月23日（火曜日・祝日）：高原病院 電話番号：62-3030、ふたば本町薬局 電話番号：82-7288
- 12月28日（日曜日）：高原病院 電話番号：62-3030、矢崎薬局 電話番号：73-6868
- 12月29日（月曜日）：高原病院 電話番号：62-3030、
- 12月30日（火曜日）：高原病院 電話番号：62-3030、フジモリ薬局はら店 電話番号：79-5751
- 12月31日（水曜日）：高原病院 電話番号：62-3030、茅野土屋薬局 電話番号：71-2122

全町対象／燃えるごみの収集

- ・ 日時：毎週月曜日 午前9時から午前11時（祝日も実施）
- ・ 場所：役場裏駐車場（第2体育館駐車場）

粗大ごみの収集

- ・ 12月1日（月曜日）：若宮・木之間・横吹・とちの木・南原山・富原・富士見ヶ丘・塚平・富ヶ丘・柵沢・希望ヶ丘
- ・ 12月8日（月曜日）：立沢・瀬沢新田・桜ヶ丘

資源物の収集

全品目

- ・ 12月4日（木曜日）・1月8日（木曜日）：本郷・落合・境地区
- ・ 12月18日（木曜日）：富士見地区

容器包装・その他プラのみ

- ・ 12月4日（木曜日）・1月8日（木曜日）：富士見地区
- ・ 12月18日（木曜日）：本郷・落合・境地区

水道指定給水装置工事事業者 土曜日・日曜日・祝日当番店

12月6日（土曜日）

- ・ 当番店：エンドウ、電話番号：62-5656

12月7日（日曜日）

- ・ 当番店：リビングクボタ、電話番号：62-5391

12月13日（土曜日）

- ・ 当番店：富士見設備、電話番号：62-2421

12月14日（日曜日）

- ・ 当番店：太陽住設、電話番号：62-2093

12月20日（土曜日）

- ・ 当番店：山本管工事、電話番号：64-2649

12月21日（日曜日）

- ・ 当番店：戸井口建設、電話番号：65-3213

12月23日（火曜日・祝日）

- ・ 当番店：三善工業、電話番号：66-2078

12月27日（土曜日）

- ・ 当番店：坂本鉄工所、電話番号：62-2065

12月28日（日曜日）

- ・ 当番店：窪田設備、電話番号：62-7004

12月29日（月曜日）

- ・ 当番店：窪田鉄工設備、電話番号：62-3253

12月30日（火曜日）

- ・ 当番店：エンドウ、電話番号：62-5656

12月31日（水曜日）

- ・ 当番店：リビングクボタ、電話番号：62-5391

役場窓口業務 延長日

12月2日・9日・16日・1月6日（火曜日）11月4日（水曜日）

午後5時15分から午後7時まで

相談・説明会

結婚相談

- ・ 日時：12月9日（火曜日）午後1時から午後5時15分
- ・ 会場：結婚相談所（役場4階）

【お問い合わせ先】 電話番号：62-7853

法律相談 ※法律相談で相談者が利害相反となる場合は、受付することができません。（弁護士法第25条）

- ・ 日時：12月12日（金曜日）午後1時から午後5時
- ・ 会場：コミュニティ・プラザ 2階（要予約）

【お問い合わせ先】 住民福祉課 住民係、電話番号：62-9112／担当弁護士：竹内俊文

心配ごと相談

- ・ 日時：12月19日（金曜日）午前10時から午後3時
- ・ 会場：町民センター

【お問い合わせ先】 社会福祉協議会、電話番号：78-8988

子育て相談

- ・ 日時：12月15日（月曜日）午前9時から午前11時30分
- ・ 会場：保健センター

【お問い合わせ先】 子ども課 子ども支援係、電話番号：62-9233

出張年金相談

- ・ 日時：12月3日（水曜日）、1月7日（水曜日）午前10時から午後3時
- ・ 会場：役場3階 会議室

【お問い合わせ先】 岡谷年金事務所、電話番号：23-3661

シルバー人材センター入会説明会

- ・ 日時：12月10日（水曜日）、1月7日（水曜日）午後2時から
- ・ 会場：茅野広域シルバー人材センター

【お問い合わせ先】 電話番号：73-0224

税務無料相談

- ・ 日時：12月10日（水曜日）午前10時から正午
- ・ 会場：下諏訪商工会議所会館 2階（要予約）

【お問い合わせ先】 税理士会事務局、電話番号：28-6666

女性のための悩み相談

- ・ 日時：一般相談電話受付（毎週火曜日から土曜日）午前8時30分から午後5時まで ※
金曜日のみ午後9時まで
- ・ 会場：県男女共同参画センター（岡谷市）

【お問い合わせ先】 電話番号：22-8822

スポーツスケジュール

【お問い合わせ先】 生涯学習課 社会体育係、電話番号：62-2400、Fax番号：62-6483

地域スポーツクラブ事業 「清泉荘」ストレッチ教室

- ・ 日時：12月2日・16日・1月6日（火曜日）午前10時から
- ・ 会場：清泉荘

地域スポーツクラブ事業 いきいきストレッチの集い

- ・ 日時：12月4日・18日・1月8日（木曜日）午前10時から
- ・ 会場：町民センター

体育施設利用者会議

- ・ 日時：12月10日（水曜日）午後7時から
- ・ 会場：町民センター

地域スポーツクラブ事業 サロン「げんき塾」

- ・ 日時：12月11日・25日（木曜日）午前10時から
- ・ 会場：町民センター

地域スポーツクラブ事業 すくすくスポーツデー

- ・ 日時：12月12日・1月9日（金曜日）午後7時から8時30分
- ・ 会場：町民センター

西伊豆町 夕日の郷マラソン大会

- ・ 日時：12月14日（日曜日）前日13日（土曜日）出発
- ・ 会場：西伊豆町

初心者スケート教室

- ・ 12月16日（火曜日）・18日（木曜日）・1月6日（火曜日）・8日（木曜日）午後6時30分から
- ・ 会場：茅野市国際スケートセンター

フリースポーツデー

- ・ 日時：12月19日（金曜日）午後7時30分から
- ・ 会場：町民センター

年間年始に伴う休館日

- ・ 日時：12月28日（日曜日）から1月5日（月曜日）
- ・ 会場：町民センターほか体育施設

体育施設利用者会議

- ・ 日時：1月10日（土曜日）午後7時から
- ・ 会場：町民センター

主な行事

ウィンターシーズン オープン

- ・ 日時：12月6日（土曜日）
- ・ 会場：富士見パノラマリゾート

ウィンターシーズン オープン

- ・ 日時：12月20日（土曜日）
- ・ 会場：富士見パノラマリゾート

地域の防災・災害情報を発信

【お問い合わせ先】 総務課 防災・危機管理係 電話番号：62-9326

今年2月の豪雪災害時には、特に「道路の除雪状況を情報提供してほしい」といったお問い合わせが、多く寄せられました。町では台風・土砂災害警戒情報等を同報系防災行政無線（屋外で聞こえるもの）や告知放送（有料で加入できる町独自の有線放送）での情報発信、さらに町ホームページおよび緊急防災メールでの配信、またスマートフォンで登録できるLCV-FM769へも情報提供しています。

また、LCV-TVのデータ放送でも富士見町の災害情報等を見ることができます。町では速やかに情報を収集し配信しますので、登録のうえ使い方等をご確認ください。（広報ふじみ9月号でLCV-FM769の登録方法、10月号ではLCV-TVのデータ放送の閲覧方法を掲載しましたので参考にしてください）

道路除雪作業にご理解・ご協力をお願いします

【お問い合わせ先】 建設課 都市計画管理係 電話番号：62-9217

町では除雪作業を建設業者に委託し、一定の目安を設け作業を行っています。しかしながら町だけでは十分な対応ができません。除雪の効果を高め、道路交通の安全を確保するために、皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

【除雪等の出動の目安】

- 業者による除雪は、積雪量が10cmを超えると予想される場合実施します。

【地域の皆様や事業者様へ除雪の協力願い】

- 町で除雪する路線以外の生活道路（道路・歩道・横断歩道橋等）は、各集落・地域の

皆様のご協力により除雪をお願いします。

- 各集落、地域における雪捨場の確保をお願いします。
- 除雪は積雪状況により順次行います。基本的には通勤・通学前には完了させるように心がけています。
- 除雪により玄関先に寄せられた雪は、地先の皆様にて適宜に寄せていただくよう対応をお願いします。

姉妹町 西伊豆だより

西伊豆キャンドルナイト

西伊豆町宇久須地区では、かつてガラスの材料となる珪石を産出し、国内の板ガラス約90%のシェアを占めていました。黄金崎クリスタルパークには、珪石の展示や当時の作業風景などの写真を展示しています。さらに、現在ではガラス作家の方々が西伊豆町に住み、制作活動を行っていて、毎年冬至に、「キャンドルナイト」を開催しています。

黄金崎クリスタルパーク屋外を会場に、ガラス作家の方々が一つひとつ手作りの400個以上のキャンドルホルダーを思い思いに飾り、キャンドルに火を灯します。

日没とともに、色とりどりのキャンドルが浮かび上がり、ろうそくの暖かな炎に照らされたキャンドルホルダーはとても幻想的な雰囲気を醸し出します。当日は、おにぎりやパンの販売をおこないます。

【西伊豆キャンドルナイト】

12月22日（月曜日） 午後5時から午後8時まで（雨天・強風中止）

【お問い合わせ先】

- 西伊豆町観光商工課 電話番号：0558-52-1114□
- 黄金崎クリスタルパーク 電話番号：0558-55-1515

News Fujimi

まちの「話題」や「イベント」をご紹介します

全国消防操法大会 富士見町消防団第一分団 準優勝

11月8日（土）東京都江東区の東京臨海広域防災公園で、第24回全国消防操法大会が開催され、富士見町消防団第一分団がポンプ車の部に長野県代表として出場し、準優勝を果たしました。（上位2～4位を準優勝とし富士見町は4位）この大会は2年に一度開かれ、47都道府県から各1チーム（開催地は2チーム）が出場します。競技はポンプ車、小型ポンプ車の2部門に分かれ、24チームずつが競いました。

富士見町消防団第一分団の全国大会出場は連続2回目で、前回大会（2010年）の優良賞（第5位）より好成績を収めることができました。会場には長野県内の消防関係者、富士見町消防団、町議会、地元住民の方など約150人以上が駆けつけ、熱い声援を送りました。□

団員たちは2日前から会場入りし、普段通りの練習を行って調整しました。大会は曇りで肌寒

い陽気でしたが、「全員で必ず勝ち取る」という想いが一つになり、乱れのないポンプ車操法を披露しました。大会後、町長から「ベストの力を尽くした感動的な操法だった」また、消防団長からは「血のにじむような訓練を重ねてきた努力に敬意を表する」など、ねぎらいの言葉がありました。

通常の消防活動などに加え、春先から始まった体力づくり、反復練習などを乗り越えてきた全国大会。団員選手の家族の支え、会社等のご理解やご支援、また、地域の方々の応援がこのような結果として現れた大会となりました。

大会結果

ポンプ車の部

- 優勝：長崎県 壱岐市消防団…184.5点 109.87秒
- 準優勝：神奈川県 座間市消防団…175.5点 109.55秒
- 準優勝：鳥取県 江府町消防団…173.0点 110.28秒
- 準優勝：長野県 富士見町消防団…173.0点 111.03秒
- 優良賞：高知県 仁淀川町消防団…173.0点 114.62秒
- 優良賞：静岡県 御殿場市消防団…172.0点 117.06秒
- 優秀賞：富山県 砺波市消防団…168.5点 108.62秒
- 優秀賞：香川県 さぬき市消防団…168.5点 114.41秒
- 優秀賞：熊本県 芦北町消防団…166.5点 110.05秒

小型ポンプの部

- 優勝：岡山県 岡山市消防団…91.0点 40.29秒
- 準優勝：兵庫県 福崎町消防団…91.0点 41.08秒
- 準優勝：島根県 奥出雲町消防団…90.5点 41.85秒
- 準優勝：広島県 福山市消防団…90.0点 41.93秒
- 優良賞：愛知県 豊田市消防団…89.0点 43.39秒
- 優良賞：岐阜県 梅津市消防団…86.5点 72.73秒
- 優良賞：山形県 南アルプス市消防団…85.5点 41.62秒
- 優良賞：千葉県 八街市消防団…84.5点 40.47秒
- 優良賞：宮城県 石巻市消防団…84.5点 41.90秒
- 優良賞：滋賀県 甲賀市消防団…83.5点 41.00秒

[公益財団法人 日本消防協会 提供]

富士見町図書館が「信毎選賞」を受賞

11月14日（金）長野市で「信毎選賞」の贈呈式が開催されました。富士見町図書館は、図書館がなかった町に複合施設としてJR富士見駅の隣接地に建設されたコミュニティ・プラザ内に公民館・博物館とともに設けられました（平成6年）。それから20年間、本に興味を持ち、図書館を気軽に利用していただくため、関係者や職員が知恵を出し合い、タタ

みやこたつの設置、ぬいぐるみの貸し出し、消防車などの車両が来る「乗り物お話し会」、季節ごとの多彩なイベントなどを開催してきました。

このような様々な取り組みにより、同規模自治体図書館では16年連続で個人一人あたりの年間貸出し冊数が日本一となることができ、栄誉ある信毎選賞の受賞となりました。今まで図書館に係わり支援していただいた多くの関係者、ボランティアの皆様のご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

（「信毎選賞」は、文化、スポーツ、社会活動などで優れた業績をあげ、将来なお一層の活躍が期待できる長野県関係の個人、団体を顕彰するため平成8年に信濃毎日新聞社により創設されました。取材網を通じて推薦された候補を、選考会議で検討し、趣旨にふさわしい候補を精査したうえで、外部識者を交えた審査委員会で審査します。その後、信毎文化事業財団理事長が理事会に諮り選定されます）

※今回は、42の個人・団体を対象に選考されました。

●町政に関するアイデア・要望などをお寄せください。「町長への手紙」の用紙を役場窓口とコミュニティ・プラザに置いてあります。また、富士見町ホームページからは「町民のページ」→「ようこそ町長の部屋」→「町長への手紙」からお名前、ご住所をご記入のうえ、送信してください。いただきましたご意見・ご要望は内容を拝見した後、速やかに回答させていただきます。（記入者不明の場合は、回答できない場合がありますのでご了承ください）

富士見の景観

塚平から若宮へ下る坂道の東の丘の斜面に、百基の庚申（こうしん）がある。万延元年（1860）、当時伝染病がはやり、困った村人たちが病を払うために、村の見渡せる高台に建てた。若宮村の中心にある「風月堂」のお和尚さんも、庚申の碑を建てて皆と祈った。

若宮から富士見小学校へ行く道沿いの、御所島池の隣に、町の平安・中世の歴史的にも重要とされる、広大な「ふせや長者屋敷」があったというが、いわれを知る人は少ない。道向かいの「馬飼場」と印される場所には、「五輪さま」と呼ばれる石塔も残る。その石塔の一部は、風月堂の中で保管されているそう。

御牧址と風月堂は、まるで謎解きを待っているかのように、いまでも村人によって大切に守られていた。

- ・ 資料：諏訪史談会『復刻諏訪藩主手元絵図』より

選定・評価 加々見一郎氏

【お問い合わせ先】 建設課 都市計画管理係、電話番号：62-9216

富士見町民憲章

わたくしたちは、秀麗富士を望み、雄大な八ヶ岳と眺望豊かな入笠山にいだかれた高原の町、富士見町民です。この限りなく美しく、厳しい自然の中に住むわたくしたちは先人の心を受けつぎ、自然を愛し、豊かな調和のとれた田園の町の発展をめざして、この町民憲章をかかげます。

- ・ 一 かけがえのない自然を守り、育てていく町民となろう。
- ・ 一 心身を鍛え、明るく健康な町民となろう。
- ・ 一 教養を高め、香り高い文化を創造する町民となろう。
- ・ 一 仕事に誇りを持ち、産業の発展につくす町民となろう。
- ・ 一 思いやりの輪をひろげ、住みよい郷土をつくる町民となろう。

広告

「広報ふじみ」、町ホームページの「町民のページ」で有料広告を募集しています。

詳しくは、<http://www.town.fujimi.lg.jp/index3.html> の「新着情報の一覧を見る」をご覧ください。

広告媒体：広報ふじみ

- ・ 単位等：下1段（縦50ミリメートル、横175ミリメートル）
- ・ 広告料：1回 5,000円

広告媒体：町のホームページ（町民のページ）

- ・ 単位等：トップページ（縦60ピクセル、横150ピクセル）
- ・ 広告料：月額 5,000円

町の人口と世帯数

平成26年11月1日現在（前月比）

住民基本台帳人口

- ・ 男性：7,393人（-12）
- ・ 女性：7,718人（-16）
- ・ 合計：15,111人（-28）
- ・ 世帯：5,859世帯（±0）

発行日

平成26年12月1日

編集・発行

富士見町役場 総務課

〒399-0292 長野県諏訪郡富士見町落合 10777

Tel : 0266-62-2250 (代表)

Fax : 0266-62-4481

ホームページ

<http://www.town.fujimi.lg.jp>

Eメール fujimi@town.fujimi.lg.jp

印刷

有限会社富士見印刷

休日・夜間の緊急医電話番号案内

長野県救急医療情報センター

電話番号 : 0120-890-422